

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）

改 正 後	改 正 前
<p>（会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部改正） 第六百十三条の二 会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。 本則中「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。</p>	<p>（新設）</p>